

## 基準 15 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準14、第1、第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定の例によるほか、起動装置は、次によること（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）。

(1) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。

ア 最高位のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差による圧力に、0.15MPaを加えた値の圧力

イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差による圧力に、0.05MPaを加えた値の圧力

(2) 火災感知用ヘッドは、第9項第1号から第4号の規定の例により設けること。

2 水源の有効水量の算定は、基準14、第1、第2項の規定の例によるほか、次によること。

(1) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）の水源水量を算定する場合のスプリンクラーヘッドの設置個数は、乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられている場合には、規則第13条の6第1項第1号及び第3号に規定する個数に1.5を乗じて得るものとし、積が小数点以下の場合、小数点以下を切り上げて得た値を個数とすること。

(2) 水源を震災時等に消防水利として活用する場合は、次によること。

ア スプリンクラー設備に必要な水源水量以上の水量が確保されていること。

イ スプリンクラー設備が作動しているときは、その旨の表示が採水口の直近に表示されること。

ウ 消防水利として使用中にスプリンクラー設備が作動したときは、採水口の使用を停止する旨の表示をするよう指導すること。

エ 採水口は、当該スプリンクラー設備の送水口の付近に設けること。

オ 採水口の構造等は、消防ポンプ自動車による活動に支障のないように措置されていること。

カ スプリンクラー設備の加圧送水装置、配管等を使用する場合には、当該スプリンクラー設備の性能に影響を与えないように措置されていること。

3 水源の水槽等の材質は、基準14、第1、第3項の規定の例によること。

4 配管は、基準14、第1、第4項（第3号を除き、第6号中「屋内消火栓」を「スプリンクラー」と読み替える。）の規定の例によるほか、次によること。

(1) 管の呼び径と取り付けるヘッドの関係は、第15-1表によること（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）。

第15-1表

ヘッドの合計個数	2(3)個以下	3(4)個以下	5(8)個以下	10個以下	20個以下	21個以上
管の呼び径(mm)	25以上	32以上	40以上	50以上	65以上	80以上

備考1 枝管に取り付けるヘッドの数は、配管から片側5個を限度とする。

2 ( )内は、小区画ヘッドを取り付けた場合の合計個数とする。

- (2) 配管内を充水するために補助用高架水槽等を設ける場合は、基準14、第1、第4項第2号の規定の例によること。

なお、補助加圧装置による場合については、基準14、第1、第4項第10号の規定の例によるほか、補助加圧装置の起動・停止圧力の設定は、配管内の圧力がスプリンクラー設備用ポンプの起動圧より0.05MPa以上高い値までに減少した時に確実に自動起動し、停止圧力に達した時に確実に自動的に停止するものであること。

- (3) 銅管及び銅管継手は、湿式のスプリンクラー設備の配管に使用し、「銅管及び銅管継手の評定について」（昭和63年2月12日消防予第21号）によるもの、又は評定品を使用するよう指導すること。

5 送水口は、次によること。

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の送水口は、階の警戒面積が3,000㎡を超えるごとに1個以上（3個を超えるときは、3個）を設置するよう指導すること。
- (2) 送水口の設置場所は、消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮した配置とするよう指導すること。
- (3) 止水弁及び排水弁を、ホース接続口の直近に設けること。
- (4) 送水口に接続する配管は、100A以上とするよう指導すること。
- (5) 規則第31条第5号ロに規定する設計送水圧力が1MPaを超える場合に使用することができる配管を設けるときは、送水口の直近の見やすい箇所に、一辺5cm程度の四角形の黄色の反射板を設けるよう指導すること。

6 自動警報装置は、次によること。

- (1) 1の流水検知装置等が受け持つ区域は、3,000㎡以下（工場、作業場等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合は、12,000㎡以下）とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、1の階に設置されているヘッドの個数が10未満で、かつ、自動火災報知設備が有効に設置されている場合は、2以上の階にわたることができる。
- (2) 音響警報装置は、サイレン、ウォーターモーターゴング（水車ベル）、ベル等によること。ただし、自動火災報知設備又は自動火災報知設備との連動による放送設備から有効に警報が発せられる場合は、音響装置を設けないことができる。

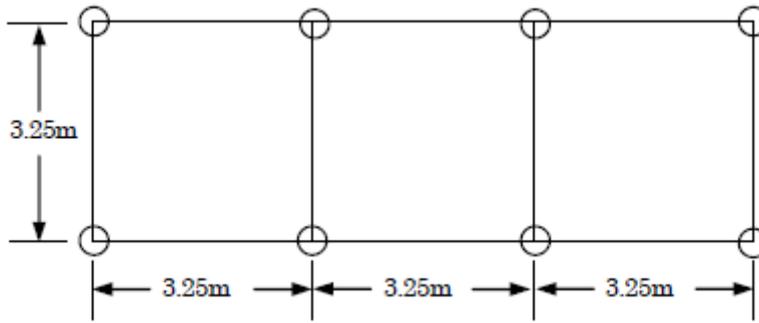
7 非常電源、配線等は、基準14、第1、第5項の規定の例によること。

8 耐震措置は、基準14、第1、第6項の規定の例によるほか、「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドラインの策定について」（平成30年5月11日消防予第361号）及び「スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備I型の耐震措置マニュアル」（平成30年7月一般財団法人消防防災科学センター）によるよう指導すること。

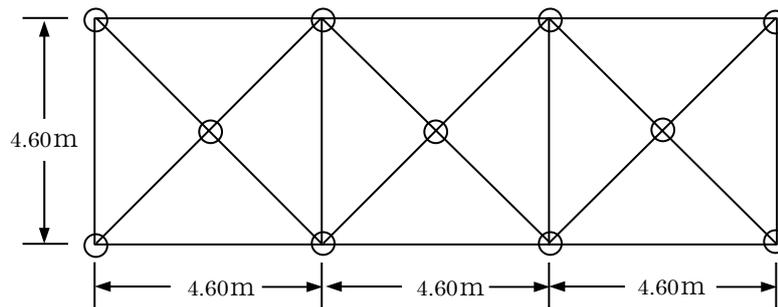
9 スプリンクラーヘッドの配置等は、次によること。

- (1) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）を用いるスプリンクラー設備は、次によること。
- ア 標準型ヘッドの配置は、格子配置（正方形又は矩形）とすること。  
（第15-1図参照）

第15-1図 < a 各部分からの水平距離2.3mの場合 >



< b 各部分からの水平距離2.3mの場合 >



イ 規則第13条の2第1項に規定する防火対象物に設置する標準型ヘッドは第15-2表によること。

(第15-2表)

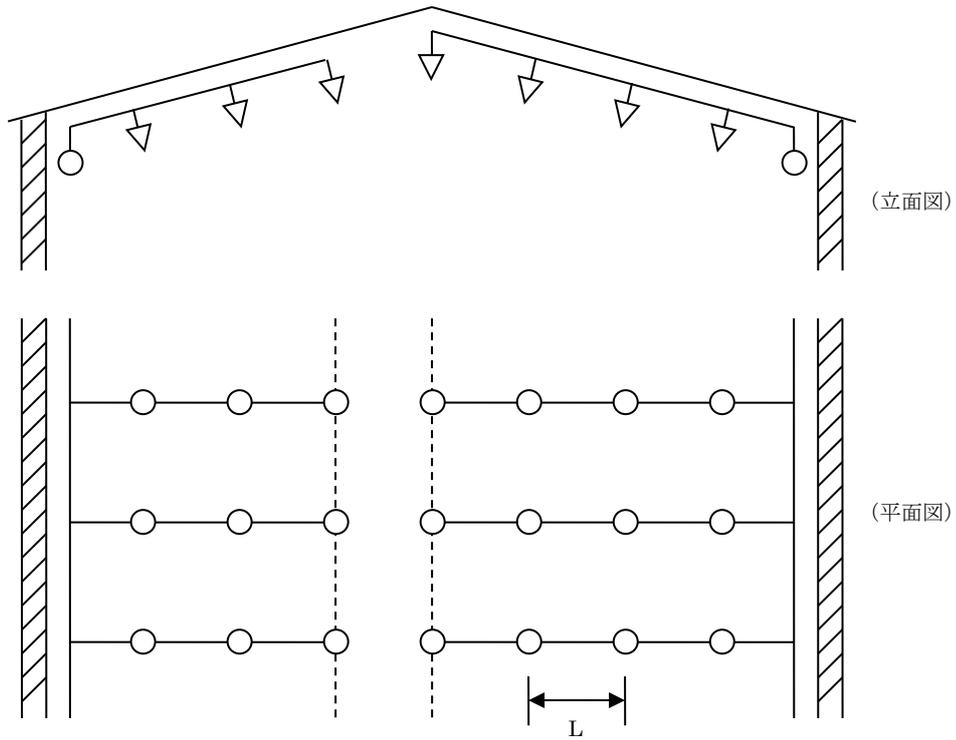
A \ B	B	
	1種	2種
r 2.3	○	○
r 2.6	○	×

ウ 傾斜天井等の配置の間隔は、次によること。

- (ア) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が $3/10$  (17度) を超えるものは、屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔を当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の $1/2$ 以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が1m以下となるように設けること。ただし、当該頂部にヘッドが設けられているものは、この限りでない。(第15-2図参照)

第15-2図

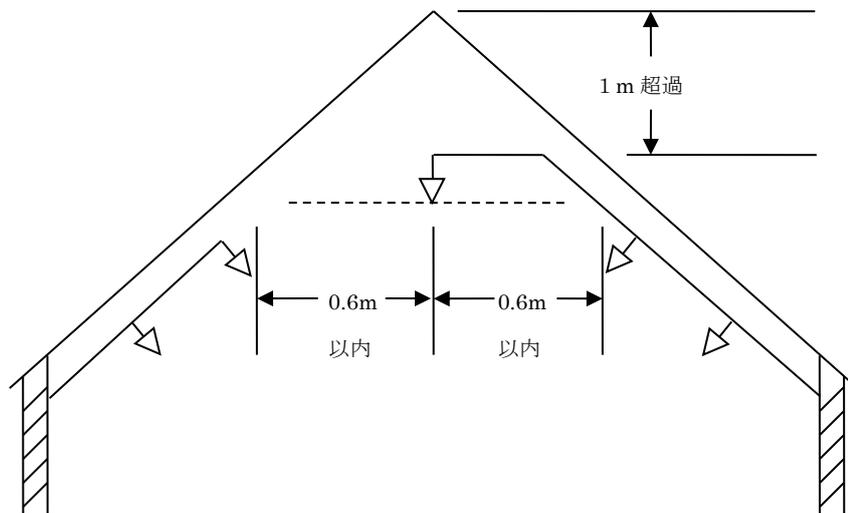
〈正方形又は矩形配置の場合〉



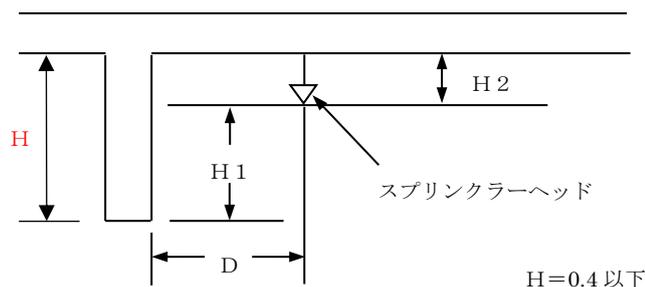
備考 Lの値は、別記1の表を参照すること

- (イ) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が1/1(45度)を超えるもので、屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合は、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平離隔距離を0.6m以内とすることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が1mを超えて設けることができる。(第15-3図参照)

第15-3図



第15-4図



エ はり、たれ壁等<sup>注)</sup>がある場合のヘッドの配置は、第15-4図又は第15-3表の例によること。ただし、同図H1及びDの値は、ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒される場合は、この限りでない。

注) 自動火災報知設備の感知器等、著しく放水の障害とならないものは除く。

第15-3表

D (m)	H1 (m)	H2 (m)
0.75未満	0	0.3以下 (天井が不燃材料である場合の工場は、 0.45以下)
0.75以上 1.00未満	0.1未満	
1.00以上 1.50未満	0.15未満	
1.50以上	0.3未満	

オ ルーバー等（取付けヘッドの作動温度以下で熔融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井が設けられる場合は、飾り天井の下方にもヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び取り付け状態が著しく散水を妨げるものでなはなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上であり、かつ、ヘッドのデфлекターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合は、下方のヘッドを設けないことができる。

カ ラック式倉庫に設けるスプリンクラーヘッドは、次によること。

(ア) 棚又はこれに類するものを設けた部分に設置するヘッドの配置は、千鳥形配置とすること。

(イ) 収納物等により、散水障害となる部分は、当該部分の下面にもスプリンクラーヘッドを設けること。

(ウ) 集熱板は、次により設けること。ただし、スプリンクラーヘッドを天井、小屋裏等に設ける場合は、設けないことができる。

a 集熱板は金属製のものとし、その大きさは、1,200cm<sup>2</sup>以上のものとするこ

と。

b 集熱板の下面からデфлекターまでの距離は、0.3m以下とすること。

(エ) 可燃性の物品を収納する場合には、デфлекターから下方0.9m以内には、何

も設けられ、又は置かれていないこと。

キ 病室等に間仕切り及び間仕切り用カーテンが設けられている場合、スプリンクラーヘッドは間仕切り及びカーテン毎に設置すること。ただし、間仕切り及びカーテンが天井面から0.45m以上(小区画型ヘッドにあつては0.5m以上)離して設けられている場合は、この限りでない。

ク 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、作動の遅れ又は誤作動の要因となる空調吹き出し口（換気口等の空気吹き出し口含む。）付近から1.5m以上離れた位置に設置するよう指導すること。

ケ 厨房設備に付属するフード下部分に設置するスプリンクラーヘッドには、感熱開放継手を使用するよう指導すること。

(2) 小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次によること。

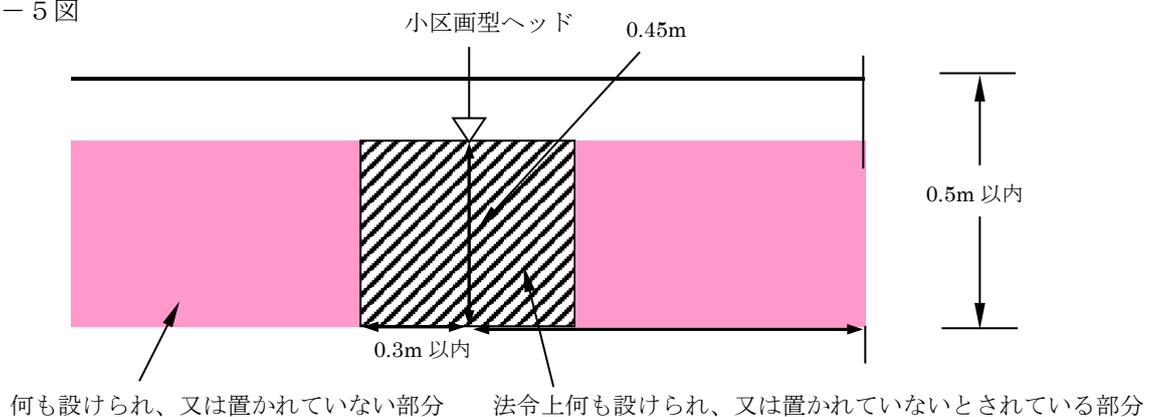
ア 規則第13条の3第2項第1号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室及び休養室等が含まれる。

イ 小区画型ヘッドを、同一の宿泊室等に2以上設ける場合は、次によること。

(ア) ヘッド相互の設置間隔が、3m以下とならないように設置すること。

(イ) 小区画型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向が0.3m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこととされているが、さらに水平方向の壁面までの間には、何も設けられ、又は置かれていないこと。（第15-5図）

第15-5図



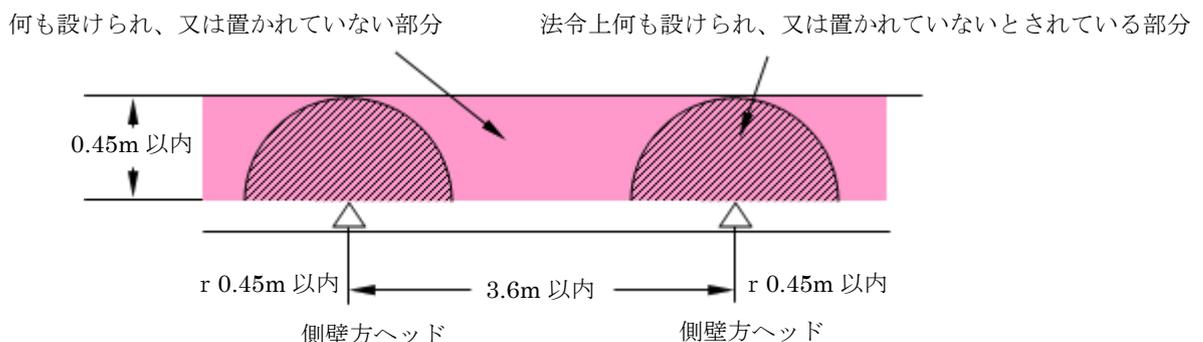
ウ 流水検知装置は、規則第14条第1項第4号の2により流水検知装置の1次側及び2次側とも湿式とすること。また、予作動式とする場合も同様とすること。

(3) 側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 規則第13条の3第3項第1号に規定する「廊下、通路その他これらに類する部分」には、廊下、通路、フロント及びロビー等が含まれる。

イ 側壁型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ、又は置かれないこととされているが、そのうち水平方向は第15-6図によること。

第15-6図



- (4) 種別の異なるヘッドを用いるスプリンクラー設備を設置する場合は、次によること。  
 ア 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の流水検知装置の検知流量定数は、第15-4表によること。

第15-4表

同一配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド（小区画ヘッドを除く。）及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

イ 水源水量、ポンプの吐出量は、第1、第1項及び第2項によるほか、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出すること。

ウ 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量又は感度の種別等）は、同一階の同一区画内には設けないものとする。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドは、この限りでない。

この場合において、同一階の同一区画とは、防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているスプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。

エ 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口とすること。

- (5) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 開放型スプリンクラーヘッドは、舞台部、スタジオ部分及び脇舞台の天井（ぶどう棚が設けられる場合は、当該ぶどう棚の下面）に設けること。

イ ぶどう棚の上部に電動機、滑車及びワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合は、ぶどう棚の上部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けるよう指導すること。

ウ 配置形によるヘッド相互間隔は、別記1及び1-2によること。

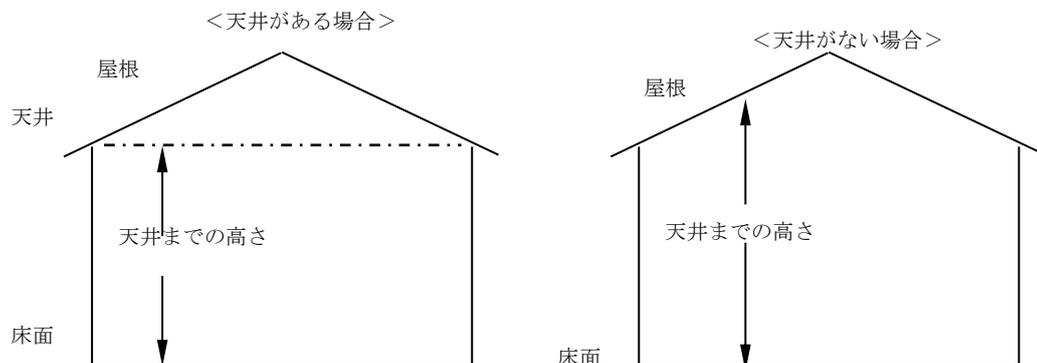
- (6) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、次によること。

ア 放水型ヘッド等を設けることとされている部分（以下この基準において「高天井の部分」という。）は、次によること。

(ア) 床面から天井の高さは、次により測定すること。

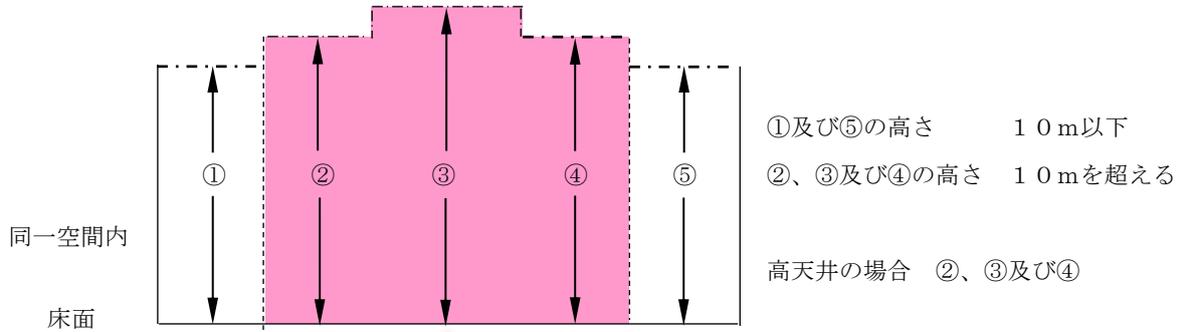
a 天井のない場合は、床面から屋根の下面までの高さ。（第15-7図参照）

第15-7図



- b 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かは、当該防火対象物の同一の空間としてとらえることのできる部分（防火区画等されている部分）の床面から天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さ。（第15-8図参照）

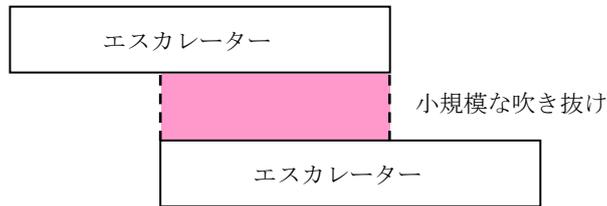
第15-8図



- c 天井の開閉する部分は、当該天井が開閉された状態における床面からの高さ。

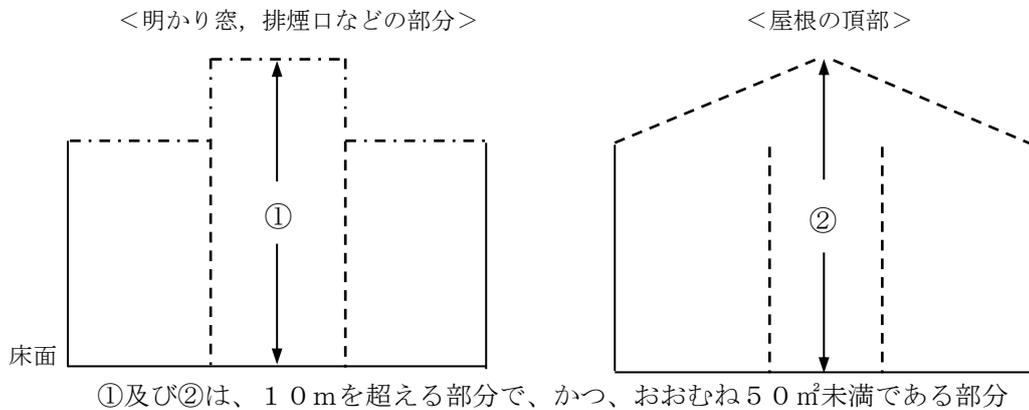
- (イ) 次のいずれかに該当する部分は、高天井の部分に該当しないものとする。  
a 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分（おおむね50㎡未満）（第15-9図参照）

第15-9図



- b 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項の規定に掲げる高さとなる部分（第15-10図参照）

第15-10図



イ 放水型ヘッド等の設置は、次によること。

(ア) 「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示」(平成8年消防庁告示第6号、以下この基準において「告示第6号」という。)第3、4に規定する下げ札を設ける場合は、次によること。

- a 放水型ヘッド等の付近の見やすい場所に設置すること。ただし、同一種類の放水型ヘッド等が複数存する場合には、当該表示の確認に支障のない範囲で下げ札を兼用することができる。
- b 当該放水型ヘッド等の表示に係るものであることが明らかとなるようにすること。
- c 同一のものを防災センター等において保管すること。

(イ) 感知部及び放水部の連動等は、告示第6号第4、第4項によるほか次によること。

a 原則として、自動放水とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、放水操作を手動とすることができる。

- (a) 当該防火対象物の防災要員により、当該高天井の部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応を行うことができる場合
- (b) 当該高天井の部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合
- (c) その他、当該高天井の部分の構造、使用形態、管理方法等の状況に応じ、放水操作を手動で行うことが適当と判断される場合

b 放水操作を手動で行う場合は、次によること。

- (a) 管理、操作等のマニュアルが作成されていること。
- (b) 防災センター等において、自動又は手動の状態が表示されること。
- (c) 操作者は、当該装置について習熟していること。

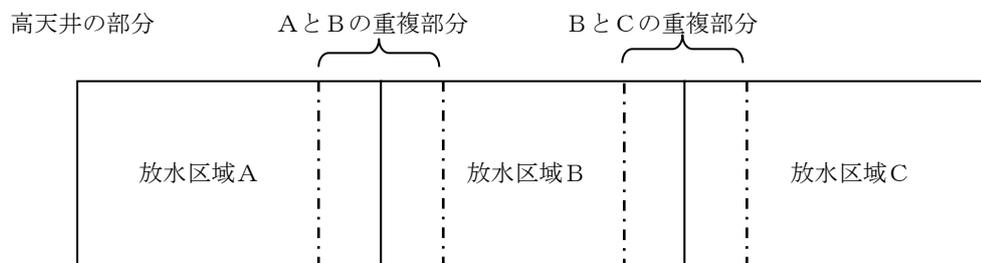
c 防災センター等以外の場所において操作できるものは、次によること。

- (a) 操作可能なそれぞれの場所において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。
- (b) 操作可能なそれぞれの場所において、操作状況が監視できること。
- (c) 操作可能な場所相互間で同時に通話できる設備を設けること。
- (d) 操作可能な場所には、放水型ヘッド等により警戒されている部分を通過することなく到達できること。

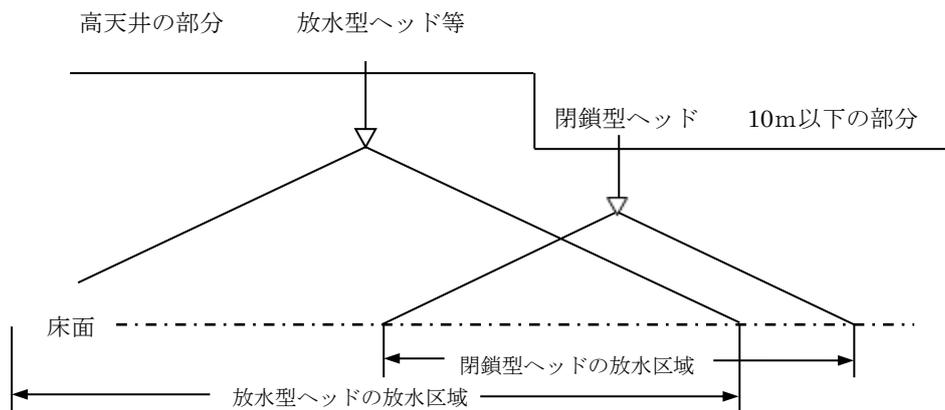
(ウ) 高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合には、次により設置すること。

a 火災を有効に消火できるように、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの放水区域等が相互に重複するように設置すること。(第15-11図及び第15-12図参照)

第15-11図



第15-12図



- b 境界部分にたれ壁等を設けるなど、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの感知障害、誤作動等を防止するための措置を講じること。
- c 1のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが使用される場合であって、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドから同時に放水する可能性のある場合は、当該スプリンクラー設備の水源水量、ポンプの吐出量等については、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量とすること。
- (エ) 規則第14条第2項第2号に定める排水設備は、排水設備の細目基準及び設置を要さない場合の運用が示されるまでの間、放水型ヘッド等が設けられている部分の位置（地階、1階、上層階等）、構造、放水範囲及び放水量等により、個々に取り扱うものとする。
- ウ 放水型ヘッド等は、検定協会において放水型ヘッド等として評価を受けたものであるよう指導すること。

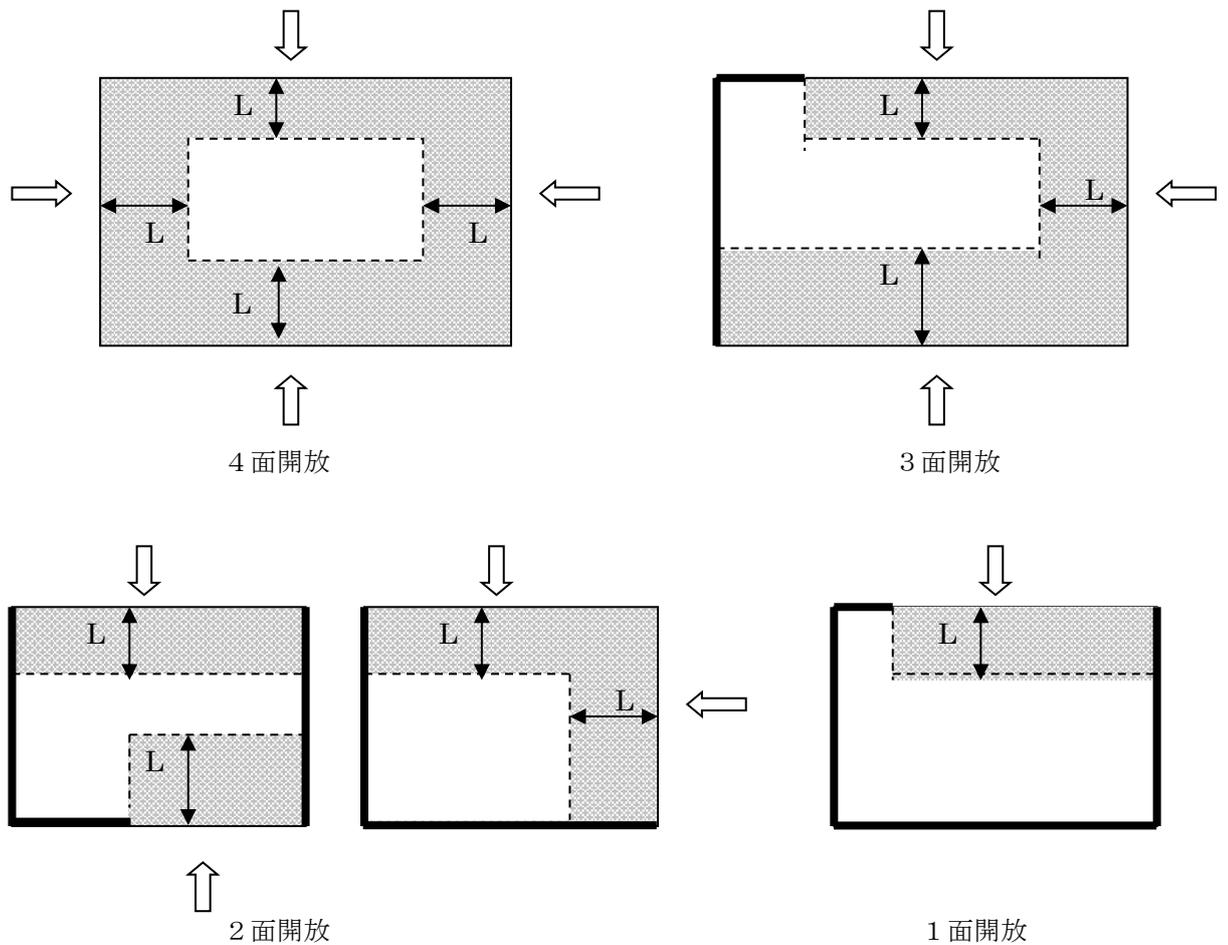
10 スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次によること。

- (1) 規則第13条第3項第1号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場及び脱衣場並びに特殊浴室（機械浴室等介護を要する者を機械器具等により入浴させるものを含む。以下同じ。）が含まれる。
- (2) 規則第13条第3項第2号の「その他これらに類する室」には、電話交換室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央監視盤室、防災センター及び中央管理室が含まれる。
- (3) 規則第13条第3項第3号の「その他これらに類する室」には、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。
- (4) 規則第13条第3項第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
- (5) 規則第13条第3項第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウエーターの昇降路が含まれる。
- (6) 規則第13条第3項第6号の「直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所」には、開放型の廊下、通路、庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5m未満で、かつ、常時開放されている部分の断面形状が次のアからエに該当する場合は、当該部分として取扱うことができる。（第15-13図及び第15-14図参照）

- ア 常時開放されている部分は、1 m以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は屋根）までの高さ（以下「天井高」という。）の1/3以上であること。
- イ 常時開放されている部分は、天井高の1/2以上の位置に存していること。
- ウ 開放型の廊下、通路等の天井面から小梁、垂れ壁等の下端までは、30 cm以下であること。ただし、当該廊下、通路等に可燃物がない場合はこの限りでない。
- エ 常時開放されている部分の前面に1 m以上の空地を有すること。

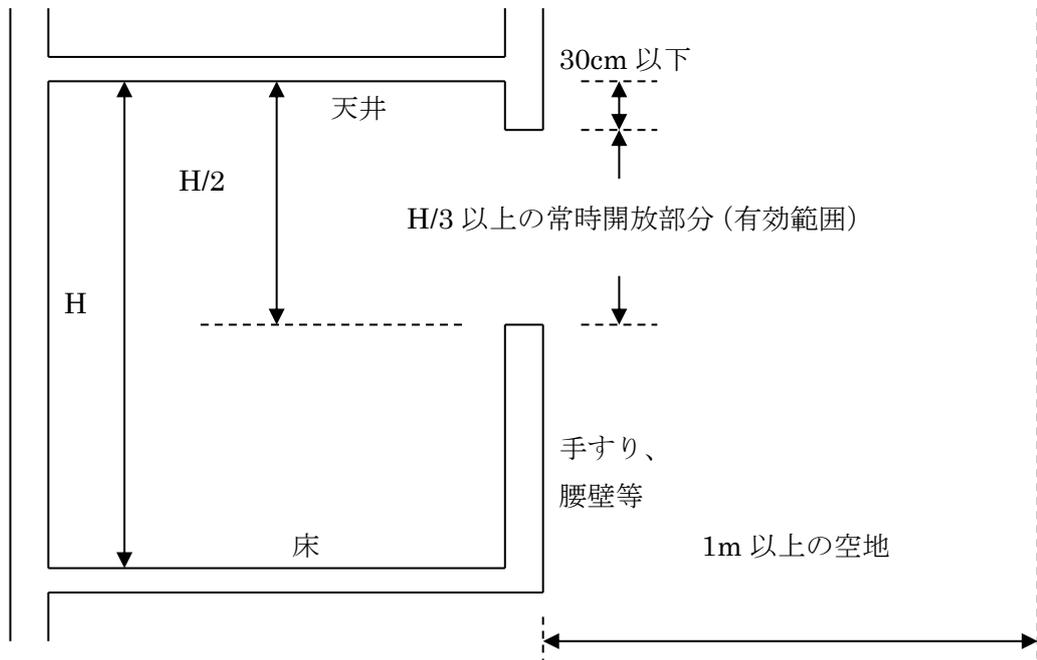
<外部の気流が流通する場所の例>

第15-13図

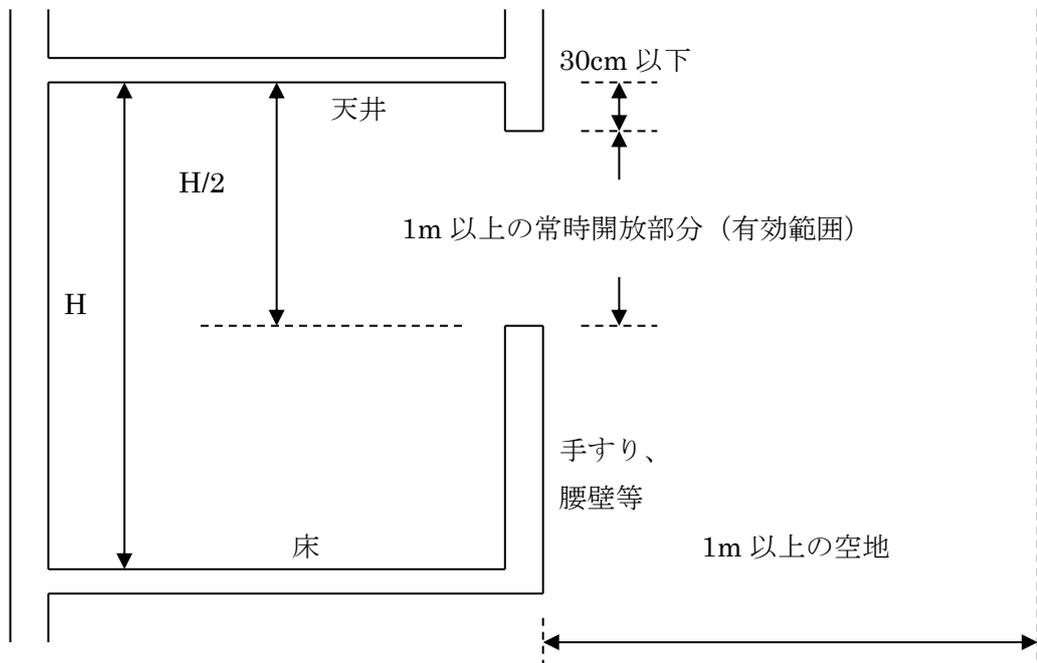


[L : 外気に面する5 m未満の場所（網かけの部分）の例]

第15-14図



[常時開放部分が天井高の1/3以上あるもの(例)]

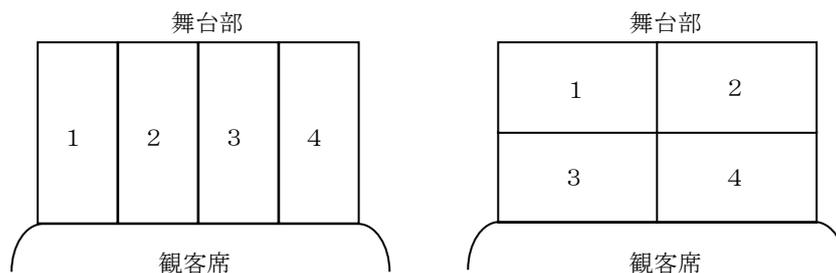


H : 天井高

[常時開放部分が1m以上あるもの(例)]

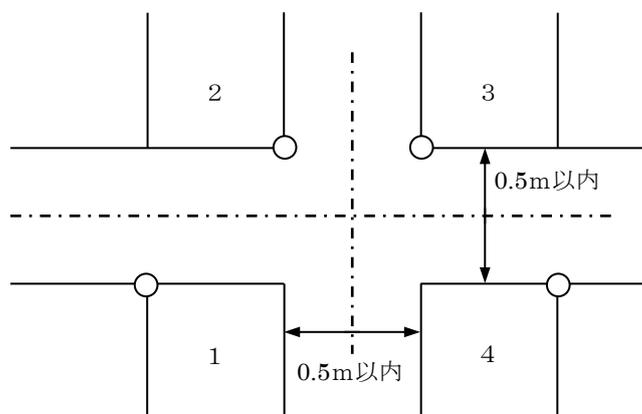
- (7) 規則第13条第3項第7号の「その他これらに類する室」には、次に掲げる室が含まれる。
- ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室
  - イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室並びに解剖室
  - ウ 人工血液透析室に付属する診察室、検査室及び準備室
  - エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び観察室（未熟児の観察に限る。）
  - オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）
  - カ 病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室、手術に関連するモニター室及びギブス室並びに手術ホールの廊下
  - キ 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室及び霊安室
- (8) 規則第13条第3項第8号の「レントゲン室等」には、次に掲げる室が含まれる。
- ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵室及びR I室
  - イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室
- (9) 次に掲げる部分
- ア 銀行等の金庫
  - イ 旅館等の踏込み（押入があるもの及び畳敷きで前室とみなされるものを除く。）
  - ウ 旅館等の部屋に付属する押入で、次に適合するもの
    - (ア) 奥行きが1 m未満であること。
    - (イ) 他の室に延焼しない構造であること。
    - (ウ) 部屋に設けられたスプリンクラーヘッドの有効範囲内にあること。
  - エ 冷凍室及び冷蔵室
  - オ サウナ室
  - カ 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のガスボンベ室
  - キ 奥行きが、0.5 m未満のショーウィンドー
  - ク 次の条件すべてに適合する収納庫（押入れ、クローゼット、物入れ等）で当該収納庫の扉等側に設けられている前面側のスプリンクラーヘッドで有効に警戒されている部分
    - (ア) 棚等があり、人が出入りできない形態であること。
    - (イ) スプリンクラーヘッドで警戒されていない場所に延焼拡大しないように、当該部分の天井及び壁が不燃材料で造られていること。
- 11 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域は、次によること。
- (1) 2以上の放水区域を設ける場合の1の放水区域の面積は、100㎡以上とすること。
  - (2) 放水区域を分割する場合は、第15-15図の例によること。ただし、ポンプの吐出量が5,000 L/min以上となる場合は、4分割以上とすることができる。

第15-15図



(3) 各放水区域が接する部分のヘッド間隔は、第15-16図の例によること。

第15-16図



12 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁は、次によること。

- (1) 一斉開放弁の起動操作部、又は手動式開放弁は、1の放水区域につき、異なる場所に2以上設けること。ただし、防護床面積が300㎡未満で、かつ、延焼危険が少ないと認められる場所は、1の放水区域につき1とすることができる。
- (2) 手動式開放弁は、30秒以内に全開することができるものであること。
- (3) 一斉開放弁及び手動式開放弁には、その直近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁である旨を表示した標識を設けること。

13 防火対象物が屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置を必要とする場合、規則第13条第3項の規定によりスプリンクラーヘッドの設置を免除された当該部分は、屋内消火栓設備又は補助散水栓を次により設置すること。

- (1) 屋内消火栓設備、又は、補助散水栓は、スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分を有効に包含することができ、かつ、有効に消火活動を行える位置に設けること。
- (2) 補助散水栓の設置及び維持に関する基準は、基準14に規定する2号消火栓の規定の例によること。

14 標識は、基準38によること。

第2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は次によること。

1 給水方式については、次によること。

給水方式の取扱いについては、第15-5表のとおりとする。

2 運用の細目については、次によること。

(1) 水道直結式スプリンクラー設備の使用水量を算定する場合、「水道直結式スプリンクラー設備の使用は非常時に限られること。」及び「水道直結式スプリンクラー設備稼動時は一般の蛇口等の給水用具は使用されていない。」との前提に立ち、過大な口径になることを防ぐため、水道直結式スプリンクラー設備の必要水量と一般の給水用具の使用水量は合算しないこととする。

(2) 配水管分岐部からスプリンクラーヘッドまでの区間において、消防設備士は規則等の基準に基づいた水理計算を行い、スプリンクラー設備の放水が可能か判断すること。

また、指定業者は直結給水事前協議の段階で、通常の水理計算とは別に、他の給水用具を考慮せずスプリンクラー設備を単独で給水装置とみなした水理計算を、直結式給水施工要領に基づいて行うこと。

(3) 常用の給水装置において増圧のために用いられている装置（ブースターポンプ等）は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置に該当しないものとする。

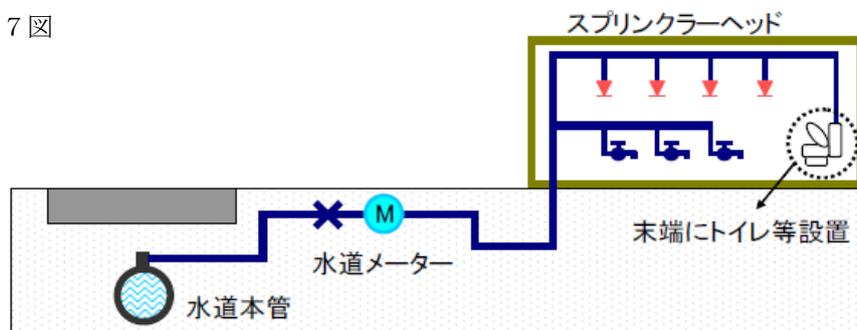
ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準14、第1、第1項第1号によること。

(4) 湿式の水道直結式スプリンクラー設備の配管方法については、次によること。

ア 配管の末端には、トイレ等の給水用具を設置し、滞留水が生じないようにすること。（第15-17図参照）

イ 立管から分岐した配管については、滞留水が生じないようにループ配管又は、一筆書き配管により設置すること。

第15-17図



水道直結式スプリンクラー設備設置の配管例

(5) 水道直結式スプリンクラー設備に用いる配管、管継手及びバルブ類は、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年12月26日消防庁告示第27号）」及び、水道法第16条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合する構造とし、ライニング処理等がなされたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととする。ただし、火災時に熱を受けるおそれのない部分（壁又は天井（内装仕上げを難燃材料としたものに限る。）の裏面をいう。）に設置される配管・管継手及びバルブ類については、水道法第16条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合する構造であればよいものとする。

(6) 規則第14条第1項第5号の規定に関わらず、水源が加圧送水装置より低い位置にある場合にあつては、呼水装置を設けること。

(7) 規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定できるもの」として配管の末端に設ける放水圧力等の測定装置（オリフィス、圧力計等をいう。以下

この基準において「測定装置」という。)を設置し、末端試験弁を設けないものについては、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めること。

なお、測定装置は給水装置に該当するため、原則として水道認定品とすること。ただし、水道認定品以外の測定装置を設ける場合には、次によること。

ア 止水弁（水道認定品に限る。）の2次側にT型管継手（水道認定品に限る。以下「チーゾ」という。）を設けて分岐し、測定装置を取り付けること。

イ チーゾの一方にオリフィス、他方に圧力計を設けること。

(8) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、基準11及び基準12の運用はしないものとする。

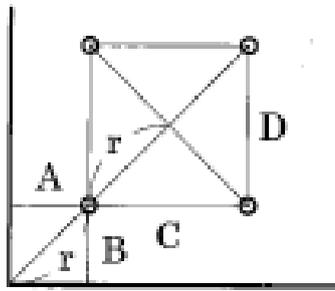
第15-5表

方式		給水方式	No.
直結式	直結直圧式	<p>※ 水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>	No. 1
	直送式	<p>※ 水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>	No. 2
受水槽式	直結増圧式	<p>※ 水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>	No. 2
	高架水槽式	<p>※ 水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>	No. 3

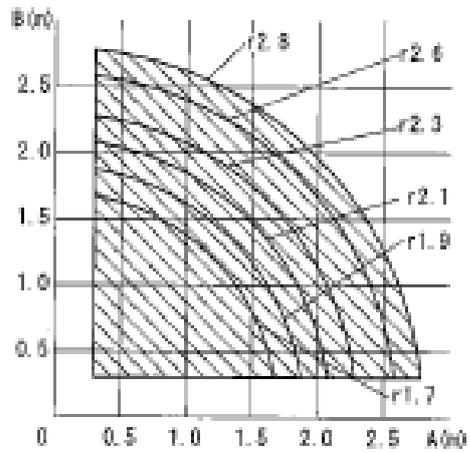
受水槽式	高架水槽式	<p>受水槽へ流入後、圧送する方式</p>	No. 4
	圧力水槽式	<p>受水槽へ流入後、圧送する方式</p>	No. 5
	ポンプ直送式	<p>受水槽へ流入後、圧送する方式</p> <p>※ 水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>	No. 6
	直結・受水槽補助水槽併用式	<p>※ 水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※ 水源として必要な水量は、給水管からの流水に補助水槽の容量を加えることで確保</p>	No. 7



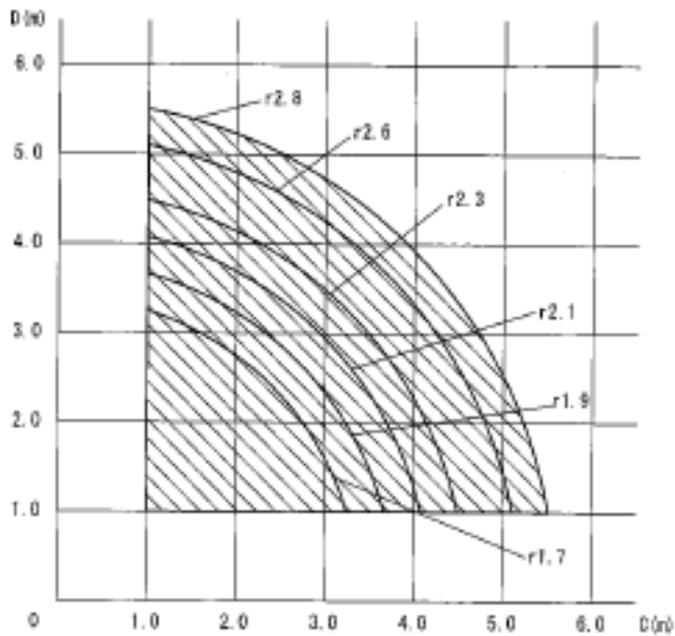
別記1 (a図・b図・c図)



a ヘッドの平面配置図



b 壁・間仕切り等との設置間隔



c ヘッド相互の設置間隔

別記1-2 スプリンクラー設置間隔表1

r=1.7(m)の場合			
A (m)	B (m)	C (m)	D (m)
0.3	1.673		
0.4	1.652		
0.5	1.624	1.0	3.249
0.6	1.590	1.2	3.181
0.7	1.549	1.4	3.098
0.8	1.500	1.6	3.000
0.9	1.442	1.8	2.884
1.0	1.374	2.0	2.749
1.1	1.296	2.2	2.592
1.2	1.204	2.4	2.408
1.3	1.095	2.6	2.190
1.4	0.964	2.8	1.928
1.5	0.800	3.0	1.600
1.6	0.574	3.2	1.148
1.673	0.300	3.249	1.000

r=1.9(m)の場合			
A (m)	B (m)	C (m)	D (m)
0.3	1.876		
0.4	1.857		
0.5	1.833	1.0	3.666
0.6	1.802	1.2	3.605
0.7	1.766	1.4	3.532
0.8	1.723	1.6	3.446
0.9	1.673	1.8	3.346
1.0	1.615	2.0	3.231
1.1	1.549	2.2	3.098
1.2	1.473	2.4	2.946
1.3	1.385	2.6	2.771
1.4	1.284	2.8	2.569
1.5	1.166	3.0	2.323
1.6	1.024	3.2	2.049
1.7	0.848	3.4	1.697
1.8	0.608	3.6	1.216
1.876	0.300	3.666	1.000

r=2.1(m)の場合			
A (m)	B (m)	C (m)	D (m)
0.3	2.078		
0.4	2.061		
0.5	2.039	1.0	4.079
0.6	2.012	1.2	4.024
0.7	1.979	1.4	3.959
0.8	1.941	1.6	3.883
0.9	1.897	1.8	3.794
1.0	1.846	2.0	3.693
1.1	1.788	2.2	3.577
1.2	1.723	2.4	3.446
1.3	1.649	2.6	3.298
1.4	1.565	2.8	3.130
1.5	1.469	3.0	2.939
1.6	1.360	3.2	2.720
1.7	1.232	3.4	2.465
1.8	1.081	3.6	2.163
1.9	0.894	3.8	1.788
2.0	0.640	4.0	1.280
2.078	0.300	4.079	1.000

r=2.3(m)の場合			
A (m)	B (m)	C (m)	D (m)
0.3	2.280		
0.4	2.264		
0.5	2.244	1.0	4.489
0.6	2.220	1.2	4.440
0.7	2.190	1.4	4.381
0.8	2.156	1.6	4.312
0.9	2.116	1.8	4.233
1.0	2.071	2.0	4.142
1.1	2.019	2.2	4.039
1.2	1.962	2.4	3.924
1.3	1.897	2.6	3.794
1.4	1.824	2.8	3.649
1.5	1.743	3.0	3.487
1.6	1.652	3.2	3.304
1.7	1.549	3.4	3.098
1.8	1.431	3.6	2.863
1.9	1.296	3.8	2.592
2.0	1.135	4.0	2.271
2.1	0.938	4.2	1.876
2.2	0.670	4.4	1.341
2.280	0.300	4.489	1.000

別記1-2 スプリンクラー設置間隔表2

r=2.6(m)の場合			
A (m)	B (m)	C (m)	D (m)
0.3	2.582		
0.4	2.569		
0.5	2.551	1.0	5.102
0.6	2.529	1.2	5.059
0.7	2.503	1.4	5.007
0.8	2.473	1.6	4.947
0.9	2.439	1.8	4.878
1.0	2.400	2.0	4.800
1.1	2.355	2.2	4.711
1.2	2.306	2.4	4.613
1.3	2.251	2.6	4.503
1.4	2.190	2.8	4.381
1.5	2.123	3.0	4.247
1.6	2.049	3.2	4.098
1.7	1.967	3.4	3.934
1.8	1.876	3.6	3.752
1.9	1.774	3.8	3.549
2.0	1.661	4.0	3.322
2.1	1.532	4.2	3.065
2.2	1.385	4.4	2.771
2.3	1.212	4.6	2.424
2.4	1.000	4.8	2.000
2.5	0.714	5.0	1.428
2.582	0.300	5.102	1.000

r=2.8(m)の場合			
A (m)	B (m)	C (m)	D (m)
0.3	2.784		
0.4	2.771		
0.5	2.755	1.0	5.510
0.6	2.735	1.2	5.470
0.7	2.711	1.4	5.422
0.8	2.683	1.6	5.367
0.9	2.651	1.8	5.303
1.0	2.615	2.0	5.231
1.1	2.575	2.2	5.150
1.2	2.530	2.4	5.060
1.3	2.480	2.6	4.960
1.4	2.425	2.8	4.850
1.5	2.364	3.0	4.729
1.6	2.298	3.2	4.596
1.7	2.225	3.4	4.450
1.8	2.145	3.6	4.290
1.9	2.057	3.8	4.113
2.0	1.960	4.0	3.919
2.1	1.852	4.2	3.704
2.2	1.732	4.4	3.464
2.3	1.597	4.6	3.194
2.4	1.442	4.8	2.884
2.5	1.261	5.0	2.522
2.6	1.039	5.2	2.078
2.7	0.742	5.4	1.483
2.784	0.300	5.510	1.000

### 第3 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合で、高天井の部分の床面が、隣接する高天井以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含されるときは、放水型ヘッド等を設置しないことができる。